

議案第41号

十勝環境複合事務組合同規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第286条第1項の規定により、十勝環境複合事務組合同規約を次のとおり変更する。

十勝環境複合事務組合同規約の一部を改正する規約

十勝環境複合事務組合同規約（昭和59年3月21日十振興第153号指令）の一部を次のように改正する。

第4章の次に次の1章を加える。

第5章 雑則

（事務の承継）

第17条 組合の解散があつた場合においては、十勝圏複合事務組合がその事務を承継する。

附 則

この規約は、北海道知事の許可のあつた日から施行する。